

# 山梨県公報

第二千八百五十四号

平成三十一年

一月二十一日

月 曜 日

## 目次

- 家畜伝染病の発生……………九
- 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(二件)……………九
- 公共測量の実施……………一〇

## 告示

### 山梨県告示第六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成三十一年一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	甲府市	平成三十一年一月八日

## 公告

### 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十一年一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

指定施設要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

上野原市桐原字家向一四〇九一の二

高橋孝知

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施設要件変更の告示 平成三十年十月三十一日農林水産省告示第二千四百四十三号

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十一年一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施設要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施設要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

南都留郡道志村字細野五一〇九の五

金子高一郎、佐藤久我太郎、佐藤一作、佐藤春吉

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年十月三十一日農林水産省告示第二千四百四十四号

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年一月二十一日

山梨県知事

後 藤

斎

一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影、標定点測量）

二 測量の地域 山梨県韮崎市岩下地内外

三 測量の期間 平成三十年十二月二十五日から平成三十一年三月十五日まで